

保育所等利用申込に関する確認事項(保護者控)

「令和7年度 保育所等入所のしおり」及び以下の確認事項をよく読み、別添申請書に添付されている「保育所等利用申込に関する確認表」の確認欄にチェックをしてください。ご不明な点は市職員との面談時に必ず聞いて確認してください。

確 認 項 目	
1	申込前に、保護者とお子様で施設見学をお願いしています。原則として、施設見学がお済みでなければ入所確定はできませんので、必ず事前に見学してください。
2	施設見学時は、次の点を施設に確認してください。施設の状況によっては、お子様の受入れができない場合があります。 ・保育時間(開所時間、閉所日)、保育内容、保育料以外にかかる費用 ・お子様の発育や病気・障害等の状況、食物アレルギーの対応 ・その他不明な点等
3	入所決定後、事前に上記2の事項を確認しておらず、施設で対応できないことが判明した場合、仮に入所が決定していたとしても入所ができなくなる場合があります。
4	ご家庭や就労状況等を総合的に判断し、保育の必要性が高い方から順に入所を決定していますので、ご希望に添えない場合があります。
5	原則、入所決定後の施設入所の辞退又は転園はできません。希望保育施設は、入所のご意思があるものとして扱いますので、よくお考えになってお決めください。また、施設の入所斡旋は行いません。
6	入所決定後、入所せずに辞退する場合(保護者都合による場合のみ)は、次回の入所調整時には、入所の優先度を低くしたうえで選考を行います。
7	入所後、別の保育施設への転園を希望する際は、新規の入所申請が必要となります。転園を希望する場合、必ず子ども未来課と相談してください。
8	きょうだいで申込みをされる場合、支給認定申請書(兼入所申込書)裏面にある「保育所等入所申請にあたっての確認事項 ③きょうだいで入所を希望する場合」に必要事項を記入してください。記入がなかった場合は、「同時に同一保育所への入所のみを希望する」ものとして扱います。
9	育児休業中の場合、入所月の翌月10日までに職場復帰することが必要です(例えば、6月1日入所の場合、7月10日までに復帰)。また、「就労証明書」に復職年月日(予定含む)や入所内定時育休短縮可否について記入があるか確認してください。 入所(予定を含む)月の翌月10日までの復職出来ない新たな事由が生じた場合、すみやかに子ども未来課へお申し出ください。万が一、すみやかにお申し出がなかった場合、新たな事由による認定期間終了後、保育施設を退所していただきます。
10	求職を理由に入所を希望する場合、入所後90日(3ヶ月)以内に月64時間以上の就労を行う必要があります。入所月の翌々月の10日までに就労証明書の提出のない場合や求職活動を行っていないことが明らかな場合は、支給認定の取消し及び退所となります。
11	65歳未満の祖父母等と同居している場合(世帯や家屋は別でも、同一住所に居住している場合は同居とみなす)は、当該祖父母の保育を必要とする事由の証明を提出してください。提出がない場合は、入所の優先度が低くなります。
12	就労証明書の内容を勤務先に確認する場合があります。
13	申請書類の有効期限は、入所を希望する年度の末日となります。入所が保留となり、翌年度も入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります。
14	入所後、支給認定に変更が生じる場合には、必ず子ども未来課に申請してください。
15	入所当初は、短い保育時間からスタートして少しずつ長い保育時間に慣らしていく「慣らし保育」を行います。慣らし保育の時間や期間は、お子様の体調、保育の状況及び保育施設によって異なります。
16	下の子の育児休業中に既に保育施設を利用している上のお子様がいる、継続して保育施設を利用される場合、育児休業中の保育の利用可能時間は一律「短時間」となります。
17	利用者負担額(保育料)は、父母の市区町村民税所得割額を基に決定します。父母が非課税でも、祖父母等と同居している場合(世帯分離している場合も含む)には、その祖父母等の税額を基に決定いたします。
18	地域型保育事業所に入所する場合は、原則3歳児以降は連携施設への入所となります。連携施設以外の保育施設を希望する場合は、再申請が必要です。